

第 21 回 裁判所と司法権・違憲審査権（3）

今回も、前々回や前回に引き続き、裁判所について扱います。

今回は、裁判所の権能のうち違憲審査権について、特にその性格・主体・対象と違憲判断の方法・効力について、検討します。わが国の違憲審査制度の特徴は何か、どの国家机关がどんな国家行為を対象に違憲審査できるのか、どのように判断し、その効力はどこまで及ぶのか——こういった問題について考えてみましょう。

1. 憲法保障制度としての違憲審査制

- ・ 憲法の最高法規性が違憲的な権力行使によって侵されうるとき、または侵されたとき、それを防止し、または是正するための装置を憲法秩序に内蔵しておく必要がある。
- ・ 憲法自身に内蔵している憲法保障制度としては、憲法の最高法規性の宣言（98条）、公務員の憲法尊重擁護義務（99条）、権力分立制（41条、65条、76条）、憲法の硬性性（96条）などがあるが、その1つとして、違憲審査制が位置づけられる。
- ・ 超憲法的な根拠によって認められる憲法保障制度として、抵抗権（国家権力が人間の尊厳を侵すような状況において、自らの人間の尊厳を確保するため、国民が、実定法上の義務を拒否しうる権利）と、国家緊急権（平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的憲法秩序を一時停止して、必要な措置を講じる権限）を認めうるか否かについて、議論が分かれている。

2. 違憲審査権の性格・主体・対象

- ・ わが国では、違憲審査は、具体的な争訟において、当該事件の解決に必要な限りで行われるものであり、抽象的に法令の効力を裁判で争うことはできない（警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（最大判昭和27年10月8日民集6巻9号783頁））。
- ・ 81条の規定によれば、違憲審査権が最高裁判所のみにも見られるが、

下級裁判所も、事件の解決に必要な限りで、違憲審査権を行使しうる（食糧管理法事件最高裁判決（最大判昭和 25 年 2 月 1 日刑集 4 卷 2 号 73 頁））。

- 81 条の規定によれば、「一切の法律、命令、規則又は処分」が違憲審査の対象とされており、条約はそこには挙げられていない。形式的効力において条約が憲法に優位すると解すれば、そもそも条約の違憲審査の可否は問題とならない。憲法が優位すると解すれば、条約の違憲審査の可否が問題となる（この場合、条約の国内法的側面について、違憲審査の対象となりうるものが、砂川事件最高裁判決（最大判昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁）によって示されている）。
- 立法の不作为については、憲法上、一定の立法をなすべきことが義務付けられているにもかかわらず、正当な理由もなく相当の期間を経過してもなお国会が立法を懈怠する場合には、違憲となる（在外国民選挙権訴訟最高裁判決（最大判平成 17 年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁））。

3. 違憲判断の方法・効力

- 裁判所による憲法判断は、当該事件の解決に必要な限りで行われるべきである。
- 違憲判断の方法としては、法令そのものを違憲とする判決と、法令自体は合憲でもそれを当該事件の当事者に適用される限りで違憲であるとする判決とがある。
- 違憲の争点に触れなくても当該事件の法的解釈ができる場合、裁判所は、違憲の争点に関する判断を行わない。違憲が争われている法令の解釈が複数成り立ちうる場合、ある解釈によれば違憲であっても別の解釈によれば合憲となるというとき、裁判所は、合憲的解釈を採用することによって、違憲的解釈の下で行われた国家行為について、法令が違憲ではなく当該法令の解釈を誤った違法があると判断する。
- 裁判所が、ある事件である法令を違憲無効と判示した場合に、違憲とされた法令の効力が客観的に無効となるという見解と、当該事件に限って適用が排除されるという見解とが対立している。

以上で、国会・内閣・裁判所という国家機関とそれぞれに授権されている権能についての説明は、終わります。

次回は、日本国憲法の第 7 章の財政の規定を読みながら、民主主義について考えてみましょう。